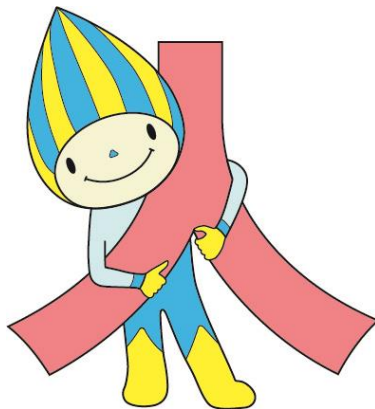


岐阜県パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



令和5年（2023年）8月制定

令和6年（2024年）11月改定

岐阜県環境エネルギー生活部人権施策推進課

目 次

1. 岐阜県パートナーシップ宣誓制度とは	P 1
2. 宣誓をすることができる方	P 1
3. 宣誓に必要な書類	P 2
4. 宣誓手続きの流れ	P 3
5. 交付する書類	P 5
6. 宣誓後に届出等が必要な場合	P 6
7. 県外の自治体との広域連携	P 7
8. よくある質問 (Q & A)	P 8

1. 岐阜県パートナーシップ宣誓制度とは

岐阜県パートナーシップ宣誓制度とは、性差、障がいの有無、国籍などに関わらず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち、お互いに尊重し合える社会の構築を目指し、二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力して継続的な生活を共にすることを、知事に対して、宣誓し、宣誓書受領証を県が交付する制度です。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、宣誓により法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありませんが、お二人の人生が岐阜県の中で尊重され、自分らしく暮らしていただくことを応援するものです。

2. 宣誓をすることができる方

宣誓することができる方は、以下の項目をすべて満たしている方です。

性的少数者や事実婚のカップルの方々が宣誓できます。

(1) パートナーシップの関係にあること

- ・お互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した2人であること。

(2) 成年に達していること

- ・年齢が満18歳以上であること。

(3) どちらか1人は岐阜県民であること

- ・どちらか1人が県内に住所を有していること。
- ・2人とも県外に住んでいても、どちらか1人が3か月以内に県内への転入を予定していること。

(4) 配偶者がなく、宣誓しようとする相手方以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。

(5) 宣誓しようとする者同士が近親者でないこと

- ・宣誓しようとする者同士が、民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。
- ・ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合、法的には近親者となるが、事前相談の上、宣誓可能。

※宣誓しようとする2人の一方又は双方に、同一生計の未成年の子がいる場合で、ご希望があれば、パートナーシップ宣誓書受領証に、その子の氏名等を記載できます。

3. 宣誓に必要な書類

(1) 住所を確認できる書類（住民票の写し、住民票記載事項証明書等）

- ・ 3か月以内に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
- ・ 住民票の写しの場合、本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要。
- ・ 1人につき1通ずつ
（宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人の情報が記載されたもの1通）
- ・ 3か月以内に転入予定の場合は、現在お住まいの市区町村発行の転出証明書等（転入後に住民票の写しを提出）

(2) 現に婚姻をしていないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等）

- ・ 3か月以内に発行されたものを、1人につき1通ずつ
- ・ 外国籍の方は、自国・地域の大使館、領事館等公館が発行する「婚姻要件具備証明書」又は「独身証明書」など類するもので、他に配偶者がいないことを確認できる書類に、翻訳証明のある日本語訳を添えて提出してください。

(3) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

- ・ 氏名、住所、生年月日が確認できるもの（有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。）
 - ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）
 - ☐ 旅券（パスポート）
 - ☐ 運転免許証
 - ☐ その他、官公署が発行した免許証、許可証、登録証などで顔写真付きのもの

(4) 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（通称名の使用を希望する場合）

- ・ 顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、住所が記載された郵便物等
- ・ 通称を使用した場合、宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

(5) 宣誓者と子の関係が確認できる書類（宣誓書受領証に子の氏名等の記載を希望する場合）

- ・上記（1）で提出する書類により確認できる場合は、提出不要です。
- ・子には、実子・養子が含まれます。
- ・子の氏名等の記載については、宣誓と同時にを行う以外、宣誓後に別途届け出ることも可能です。

4. 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日時の事前調整

宣誓を希望される日の1週間前までに、電話又はメールにより申し込んでください。宣誓希望日の3か月前から受け付けます。

ただし、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

なお、メールで予約する場合は、メール本文に以下①から③をご記入ください。

【申込みの際にご連絡いただきたいこと】

- ① 2人の氏名、ふりがな（通称名の場合は、戸籍上の氏名）
- ② 宣誓希望日時（第3希望まで）

※年末年始の閉庁日を除く平日の9：00から16：00の間

- ③ 日中に連絡が可能な電話番号（代表者のみ）

※オンラインによる宣誓を希望する場合は、その旨お伝えください。

【申込先】

岐阜県環境エネルギー生活部人権施策推進課（県庁舎2階）

岐阜市藪田南2丁目1-1

電話 058-272-8250

（平日 8：30～17：15（年末年始除く））

Eメールアドレス: c11227@pref.gifu.lg.jp

(2) 宣誓当日

○対面による宣誓

- ・予約した日時に必要書類をそろえ、県庁2階の人権施策推進課事務室へ、お二人でお越しください。個室をご用意いたします。
- ・県の職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書（様式第1号）」を自署のうえ、ご提出ください。
- ・少なくとも一方が県内在住の方で、宣誓要件を満たし、書類に不備等がなければ、宣誓書受領証及び受付印を押した宣誓書の写しを即日交付します。

- ・なお、お二人とも県外に在住で、県内への転入を予定される場合は、県内へ転入後の住民票の写しを提出いただいた後に交付します。
- ・郵送での交付を希望される場合は、簡易書留にて郵送します。

○オンラインによる宣誓

- ・当日は、宣誓書や本人確認に必要な書類等を準備し、お二人同時に会話できる環境においてインターネットに接続してください。Web 会議システム（Zoom、Teams 等）を用いて、画面越しに本人確認をし、宣誓書を自署の上、他の必要書類とともに郵送等によりご提出ください。
- ・宣誓要件を満たし、書類に不備等がなければ、宣誓書受領証及び受付印を押した宣誓書の写しを後日郵送します。

5. 交付する書類

(1) 受付印を押した宣誓書の写し（A4サイズ）

様式第1号（第4条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書

私たちは、岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

宣誓者	フリガナ		
	氏名		
	(氏名に通称名を記入した場合) 戸籍上の氏名		
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生
代筆者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	住所		

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

受付印

様式第1号（第4条関係）

（裏面）

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票等提出書類に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

フリガナ 氏名 _____ フリガナ 氏名 _____

氏名に通称名を記入した場合は _____ 氏名に通称名を記入した場合は _____

戸籍上の氏名 _____ 戸籍上の氏名 _____

電話番号 _____ 電話番号 _____

区分	確認事項 必ずお二人で確認してください。	
	項目	回答
関係性 (第3条第1号)	互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係であること	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
年齢要件 (第3条第2号)	宣誓する当日において、双方が成年に達していること	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
居住要件 (①又は②) (第3条第3号)	①いずれか一方が既に県内に住所を有している。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
	②宣誓時は二者とも県外に住んでいるが、今後いずれか一方が県内への転入を予定している。	☐ 左記に該当します 転入予定者： _____ (転入予定日 年 月 日)
独身要件 (第3条第4号)	配偶者がなく、宣誓に係るパートナー以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
近親者でない (第3条第5号)	宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
	パートナーシップの関係に基づき養子縁組をしている。又はしていたことにより近親者となった	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
返還の届出 (第12条)	次の場合、返還届（宣誓書受領証等を添付）を提出しなければならない。 ・パートナーシップの解消、県外への転出、一方の死亡	☐ 左記を確認しました

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	連絡先
氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	連絡先

(2) 宣誓書受領証（カードサイズ）

表	裏
第 号 岐阜県パートナーシップ宣誓書受領証 岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。 様 様 (年 月 日生) (年 月 日生) 年 月 日 岐阜県知事 公印	受領証の提示を受けられた方へ この受領証はお二人が互いに人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを宣誓されたことを岐阜県が証するものです。受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。 戸籍上の氏名（表面に通称名を記載した場合） 子 の氏名（記載を希望する場合） (年 月 日生) (年 月 日生) 特記事項 _____ お問い合わせ先：岐阜県環境生活部人権施策推進課 058-272-8250

6. 宣誓後に届出等が必要な場合

- ・各種手続が必要なおときには、人権施策推進課へ事前にお知らせください。宣誓時と同様に、必要書類の案内や日時等の調整（事前予約）をします。
- ・いずれの手続きも、本人であることを確認できる書類が必要です。

（１）宣誓書受領証等の再交付

宣誓書受領証、宣誓書の写しの紛失、き損などにより再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（様式第５号）を提出してください。

紛失以外の場合は、お持ちの宣誓書受領証、宣誓書の写しを添付してください（き損などしたもの）。

なお、紛失による再交付後に、以前交付したものが発見された場合には、これを返還していただきます。

（２）宣誓事項（住所、氏名等）の変更

宣誓書に記載した事項（住所、氏名、通称名等）を変更した場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届出書」（様式第６号）に宣誓書受領証及び必要書類を添えて提出してください。

【必要書類】

- ・住所変更：住民票
- ・氏名変更：戸籍抄本
- ・通称名変更：変更したことが分かるもの（顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、住所が記載された郵便物等）

（３）宣誓書受領証等の返還

次の場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第７号）を提出のうえ、宣誓書受領証（２人分）、宣誓書の写しを返還してください。

- ①パートナーシップが解消されたとき
- ②２人とも県内に住所を有しなくなったとき（県外への転出）
- ③宣誓者の一方が亡くなったとき
- ④宣誓書の内容に虚偽があったとき、宣誓書受領証等の不正利用、偽造・変造したとして、宣誓が無効とされたとき
- ⑤その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※①の場合には、１人分の返還があれば、パートナーシップが解消されたものとみなします。

(4) 子に関する届出

「宣誓書受領証」に子の氏名等を記載したいとき又は削除したいときには、「パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届出書」(様式第4号)に必要な書類を添えて提出してください。

【必要書類】

- ・子との関係性を確認できる書類(住民票等)

(5) 宣誓継続の申告(手続きの簡素化)

パートナーシップ宣誓制度を実施している県内の市町村(以下「導入市町村」という。)においてパートナーシップの宣誓をした方が、県内で市町村の区域を越える住所の異動をした後も、引き続きパートナーシップ宣誓制度の継続を希望するときには、「パートナーシップ宣誓継続申告書」(様式第8号)に必要な書類を添えて提出してください。

【必要書類】

- ・導入市町村が交付した宣誓書受領証又はこれに類するもの
- ・住民票の写し(提出日以前3月以内に発行されたもの)

7. 県外の自治体との広域連携

令和6年11月から全国のパートナーシップ宣誓制度等の導入自治体で構成する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に参加することにより、宣誓者の転居に伴う手続きの負担軽減と制度の利便性向上を図っています。

なお、連携自治体や手続き等の詳細については、ホームページでご確認ください。

(1) 手続きの簡素化(省略できる手続き・提出書類)

- ・転出する自治体への受領証の返還手続きが不要
- ・転入する自治体への再度の宣誓、独身証明書の提出が不要

(2) 手続きに必要な書類

- ・パートナーシップ宣誓継続申告書
- ・転出元の自治体で発行されたパートナーシップ宣誓書受領証等
- ・住所の異動を証明する書類(住民票等(個人番号の記載省略))
- ・本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)

8. よくある質問（Q & A）

【制度について】

Q1 性的少数者とは、どういう人のことですか。

A 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる方をいいます。

多様な性について

○LGBTとは、下記の頭文字を取って組み合わせたものです。

- ・Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・Gay（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・Bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・Transgender（トランスジェンダー）：身体と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人

○LGBT以外にも、様々なセクシュアリティの人がいます。

- ・Questioning（クエスチョニング）：自分自身のセクシュアリティを決められない、分らない、又は決めない人
- ・Asexual（アセクシュアル）：男性・女性のどちらに対しても、恋愛感情などを抱かない人
- ・Xgender（エックスジェンダー）：心の性を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人

Q2 パートナーシップとは、どういう関係のことですか。

A お互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した2人の関係をいいます。性的少数者の方に限らず、事実婚のカップルの方も対象となります。

Q3 宣誓できるのは、同性のパートナーだけですか。

A 同性のパートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず、制度の対象となり、宣誓できます。

Q4 岐阜県パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度（法律婚）はどう違いますか。

A 婚姻は、民法に定める法律行為であり、相続権、税法上の控除や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、本制度は、県の内部規程である要綱に基づき、婚姻制度とは別のものとして実施する制度です。婚姻のように、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、宣誓・届出により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

本制度は、人生のパートナーとともに歩むお二人の人生が岐阜県での生活の中で尊重され、自分らしく暮らしていただくことを応援するものです。

Q5 同居していなくても、宣誓できますか。

A 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係である必要があります。

Q6 事実婚を対象に含めているのは、なぜですか。

A 様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの気持ちを尊重し、カップルが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消されるよう、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指し、SDGsの「誰一人取り残されない」という理念のもと、宣誓を希望する二人の戸籍上の性別、性的指向、性自認を問わず、事実婚の異性カップルも対象としています。

Q7 宣誓書受領証に子の氏名等を記載できるようにしたのは、なぜですか。

A 親権を持たない同性カップル等が保護者として子育てをする場合、園への送迎や緊急医療等の際に、子との関係において日常的に不都合な場面が想定されることから、宣誓書受領証に子の氏名等の記載があることにより、同一生計を営む家族としての関係性を説明しやすくなることが期待されるため、希望に応じて記載できるようにしたものです。

Q8 外国籍の人は宣誓できますか。

A 外国籍の方も宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。
なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 同性婚が合法化されている国・地域において、本県のパートナーシップ宣誓制度にかかる相手方と婚姻されている方は、当該国・地域の婚姻届にあたる書類を提出することで、本県の制度で宣誓できます。

Q10 養子縁組をしていても、宣誓できますか。

A 「おじ・おば」「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は宣誓できません。
ただし、パートナーシップの関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたカップルの場合、法的には近親者となりますが、宣誓することができます。事前にご相談ください。

Q11 通称名を使用できますか。

A 知事が理由(性別に違和感がある等)があると認める場合、通称名で宣誓することができます。その場合、交付する宣誓書受領証の表面に通称名を記載できます。ただし、本人確認のために、宣誓書受領証の裏面には戸籍上の氏名を記載させていただきます。

Q12 既に同じパートナーと他の自治体のパートナーシップ制度を利用していますが、岐阜県でも宣誓することができますか。

A 宣誓の要件を満たしていれば、岐阜県での宣誓も可能です。

【手続き等について】

Q13 宣誓書受領証の交付に費用はかかりますか。

A 宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際にご提出いただく必要書類(住民票等)の交付手数料等は自己負担となります。

Q14 宣誓書受領証は、いつ交付されるのですか。

A 宣誓要件を満たし、提出された書類等に不備がなく、宣誓が適正と認められる場合は即日交付します。(内容確認、手続きに1時間程度を要します。)

また、2人とも県外在住で、3カ月以内に県内への転入を予定している場合は、転入後の住民票の写しを提出いただいた後に交付します。

オンラインによる宣誓を行った場合は、郵送に要する日数がかかります。

Q15 宣誓書受領証に有効期限はありますか。

A 有効期限はありません。

Q16 郵送やメールで宣誓できますか。

A 郵送やメールによる宣誓はできません。ただし、オンラインによる宣誓の場合で、宣誓書に自署された後、他の必要書類とあわせて郵送いただくことは可能です。

※必要な書類を郵送する場合、簡易書留等配達記録が残る方法にしてください。

Q17 プライバシーは守られますか。

A 宣誓者のプライバシー保護の観点から、個室を用意し、そこで宣誓を行います。また、県職員には守秘義務があり、提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づいて、適切に管理・保管いたします。

Q18 他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

A 代理人による宣誓はできません。必ず宣誓される2人で行ってください。

Q19 なりすましや偽造など、悪用されませんか。

A 宣誓手続きの際に、住民票やマイナンバーカード等の本人確認書類等の提出を求め、確認することで、なりすましなどの虚偽の届出を防止します。

なお、届出内容の虚偽や証明書の改ざんが判明した場合には、宣誓書受領証を無効とし、宣誓書受領証を返還していただきます。

Q20 宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。2人がパートナーシップの関係にあることを宣誓した事実を証するものです。

Q21 宣誓書受領証は、どのように利用するのですか。

A 宣誓書受領証の提示により、一定の範囲で婚姻関係や事実婚と同等のサービスが受けられる場合があります。県のホームページで状況を随時お知らせしますので、定期的にご確認ください。なお、利用する際は、事前に関係行政機関やサービス提供事業者にご確認ください。

岐阜県パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（第3版）

岐阜県環境エネルギー生活部人権施策推進課

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2階

TEL: 058-272-8250

Eメール: c11227@pref.gifu.lg.jp

制度に関する問い合わせ受付時間：8:30～17:15